

株 主 各 位

佐賀県伊万里市新天町722番地5
アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長CEO **金 子 和斗志**

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場については、ご自身の体調や株主総会日時点での感染状況を踏まえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年1月25日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2023年1月26日（木曜日）午後1時（受付開始：正午）
**※昨年と開始時間及び受付開始時間に変更となっておりますので
ご留意ください。**
- 場 所 福岡県福岡市博多区東月隈3丁目27-2
ララチャンス 博多の森 博多の森迎賓館
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 会議の目的事項
報告事項 1. 第27期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結
計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、以下の①から④の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ikk-grp.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
- ①業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容と運用状況の概要
 - ②会社の支配に関する基本方針
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④計算書類の個別注記表
- なお、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております上記①から④の事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております上記③及び④の事項となります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応

《株主様へのお願い》

- ご来場される株主様におかれましては、マスクの持参・着用についてご協力をお願い申し上げます。
- 会場入口に設置の消毒液をご利用の上、ご入場くださいますようお願い申し上げます。
- 会場入口にて検温チェックをさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声がけの上、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 昨年同様、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

《株主総会当日の当社の対応について》

- 本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。**また、感染拡大防止の観点から、飲料・スープ等の提供についてもございませんので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- 今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ikk-grp.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

2023年1月26日(木)
受付開始：正 午
開 会：午後 1 時

※昨年と開始時間及び受付開始時間に変更となっておりますのでご注意ください。

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案に対する賛否を
記入の上、投函

行使期限

2023年1月25日(水)
午後6時到着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案に対する賛否を入力

行使期限

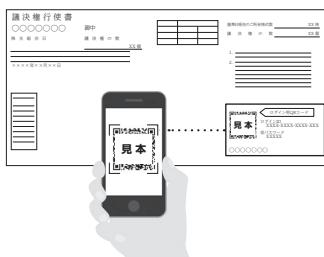
2023年1月25日(水)
午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

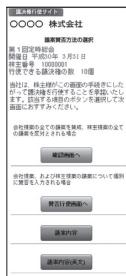
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

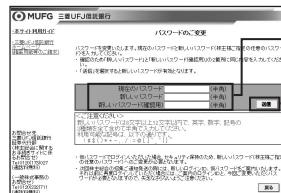
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご利用の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権のお手続はいずれも不要でございます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

インターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4. 議決権の重複行使について

書面(郵送)とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027(受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた配当を実施していく方針であります。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円
総額 299,042,510円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年1月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるという意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	金子 和斗志 (1952年3月26日)	1974年10月 金子興業(株) (現株アイ・エス) 入社 1974年12月 同社取締役 1981年12月 同社代表取締役 1995年11月 当社代表取締役社長 2012年12月 アイケア(株)取締役 2017年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役 2017年6月 (株)力の源ホールディングス社外取締役 2020年1月 当社代表取締役会長CEO 2020年10月 (株)明德庵代表取締役社長 (現任) 2020年11月 アイ・ケイ・ケイ(株)代表取締役会長 2021年11月 当社代表取締役会長兼社長CEO (現任) 同上 アイ・ケイ・ケイ(株)代表取締役会長兼社長 2021年12月 (一社) I K Kアカデミー代表理事 (現任) 2022年1月 アイ・ケイ・ケイ(株)代表取締役会長 (現任)	4,752,200株
	(取締役候補者とした理由) 当社創業者及び代表取締役として、強いリーダーシップをもって会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般に対する指導、助言を行い、継続的な企業価値向上が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	寺澤大輔 (1968年4月19日)	1992年4月 アイ・ケイ・ケイ(株) (現株アイ・エス) 入社 1995年11月 当社入社 2002年10月 当社鳥栖支店支配人 2003年5月 当社総支配人 2005年4月 当社営業部長 2006年5月 当社取締役 2006年6月 当社取締役人事部長 2007年2月 当社取締役人事部長 2012年2月 当社取締役経営企画部長 2012年12月 アイケア(株)代表取締役社長 (現任) 2013年4月 当社取締役関連事業開発部長 2018年1月 当社取締役関連事業開発担当兼部長 2021年11月 当社取締役介護事業担当兼部長 同 上 ララ・クール(株)取締役 (現任) 2021年12月 (一社) I K Kアカデミー理事 (現任) 2022年7月 当社取締役介護事業担当兼部長 兼 人事戦略イノベーション担当兼室長 (現任)	101,210株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として、これまで営業、人事、経営企画等を統括してきた実績と豊富な経験を有しており、介護事業にも精通していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	菊地正樹 (1966年11月26日)	2009年4月 (株)三井住友銀行法人業務推進部グループ長 2013年4月 同行法人戦略部副部長 2014年4月 同行溝ノ口法人営業部長 2016年4月 同行法人戦略部部長 2017年4月 同行本店法人営業部長 2019年6月 同行本店付当社出向 2019年9月 当社関連事業開発部部長 2020年1月 当社転籍 同 上 当社取締役新規事業開発担当 2020年10月 (株)明德庵取締役 2020年11月 アイ・ケイ・ケイ(株)取締役 2021年3月 アイ・ケイ・ケイキャピタル(株)代表取締役社長 2021年11月 当社取締役新規事業開発担当兼部長 兼 キャピタル事業担当兼部長 兼 結婚仲介事業担当兼部長 同 上 ララ・クール(株)代表取締役社長 (現任) 同 上 アイ・ケイ・ケイ(株)監査役 同 上 Ambihone(株)監査役 2021年12月 (一社) I K Kアカデミー監事 2022年10月 当社取締役新規事業開発担当兼部長 兼 結婚仲介事業担当兼部長 (現任)	13,912株
(取締役候補者とした理由) 金融業界での豊富な経験から幅広い見識を有しており、また、今後の当社グループを成長発展させる結婚仲介事業及び新規事業創出に向けた体制強化を担っていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	もり た やす ひろ 森 田 康 寛 (1981年11月3日)	2004年4月 当社入社 2007年6月 当社金沢支店支配人 2008年4月 当社富山支店支配人 2009年3月 当社経営企画部経営企画課長 2012年1月 当社経営企画部次長 2012年12月 アイケア(株)取締役 2014年1月 当社経営管理部次長 2015年1月 当社経営管理部長 2017年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役 2018年1月 当社執行役員海外事業開発部長 2021年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA代表取締役社長(現任) 同 上 当社取締役海外事業開発担当兼部長 2021年11月 当社取締役婚礼事業担当兼部長 兼 海外事業開発担当兼 部長(現任) 2022年1月 アイ・ケイ・ケイ(株)代表取締役社長(現任)	52,600株
(取締役候補者とした理由) 当社において企画、管理及び海外事業を歴任してきた実績と豊富な経験を有しており、今後の当社グループを成長発展させる婚礼事業及び海外事業拡大に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者とした。			
5	お だ ゆたか 小 田 豊 (1969年2月4日)	2012年1月 フューチャーアーキテクト(株)アドバンスドビジネス本部エグゼクティブマネジャー 2015年11月 (株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ情報戦略企画室シニアマネジャー 2016年4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス(出向)情報戦略本部IT戦略部シニアマネジャー 2018年4月 カブドットコム証券(株)(現auカブコム証券(株))システム開発部長 2020年4月 当社入社 2020年6月 当社執行役員システム部長 2021年1月 当社取締役システム担当兼部長(現任) 2021年3月 アイ・ケイ・ケイキャピタル(株)取締役 2021年11月 アイ・ケイ・ケイ(株)取締役(現任) 同 上 Ambihone(株)取締役(現任)	7,330株
(取締役候補者とした理由) IT業界での豊富な経験から幅広い見識を有しており、また、今後の当社グループの成長の源泉となるIT戦略も見据え、業務システムの改善及びITガバナンスの強化に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者とした。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	なかしま だいすけ 中嶋 大 祐 (1984年10月22日)	2007年3月 当社入社 2013年2月 当社福井支店支配人 2015年2月 当社福岡支店支配人 2016年4月 当社福岡支店総支配人 2018年5月 当社営業企画部次長兼福岡支店総支配人 2019年11月 当社営業企画部長兼福岡支店総支配人 2021年1月 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA取締役 2021年6月 当社執行役員営業企画部長 2021年11月 Ambihone(株)代表取締役社長(現任) 同 上 当社執行役員フォト事業部長 2022年1月 当社取締役フォト事業担当兼部長(現任) 2022年5月 アイ・ケイ・ケイ(株)取締役(現任)	10,483株
(取締役候補者とした理由) 当社において営業企画を統括してきた実績と豊富な経験を有しており、今後の当社グループを成長発展させるフォト事業拡大に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
7	うめ やま かおり 梅山 香里 (1966年10月15日)	1990年11月 武内俊造税理士事務所(現税理士法人武内総合会計)入社 2009年1月 梅山聡税理士事務所(現アスマア税理士法人)入社 2009年8月 中小企業診断士登録 2010年1月 GESS Consulting Office 代表(現任) 2018年6月 (一社)福岡県中小企業診断士協会代表理事(現任) 2019年1月 当社社外取締役(現任)	1,000株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、企業経営に関する専門的な知見を有しており、経営全般に対し幅広い助言をいただいております。それらの経験・知見に基づき、独立的な立場から経営を監督する役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金子和斗志氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 梅山香里氏は社外取締役候補者であります。
4. 梅山香里氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、梅山香里氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、梅山香里氏の選任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 梅山香里氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告27頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 当社が取締役 (予定) 及び監査等委員である取締役に対して期待する分野 (スキルマトリックス)

第3号議案をご承認いただいた場合の各取締役及び監査等委員である取締役につきまして、これまでの経験をもとに、期待する分野について記載しております。

氏名	属性	当社が各取締役に特に期待する分野							
		経営	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス	海外経験	IT・ デジタル	営業・ マーケティ ング	ESG	新規事業
金子 和斗志		○	○	○	○		○	○	○
寺澤 大輔		○					○		○
菊地 正樹		○	○	○			○	○	○
森田 康寛		○	○		○		○		
小田 豊						○	○		○
中嶋 大祐		○					○		○
梅山 香里	【社外】 【独立】	○	○	○			○		○
久保 俊幸		○	○	○			○		
藤田 ひろみ	【社外】 【独立】	○	○	○			○	○	○
楠 典子	【社外】 【独立】	○	○				○		
伊藤 晴輝	【社外】 【独立】	○	○				○		○
中村 亮介		○		○	○		○		

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年11月1日から2022年10月31日まで）におけるわが国経済は、年初から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部社会活動の制限が続いておりましたが、感染防止策やワクチン接種が進み行動制限の緩和が進んでおります。一方で、世界情勢では、ロシアのウクライナ侵攻や中国・台湾問題など地政学的リスクに加え、日米金利差に伴う円安進行や急激な国内物価上昇など経済的リスクも高まり続けており、先行き不透明な状況が続いております。

ウェディング業界におきましては、社会経済活動の緩和に伴い集客イベント等も再開され挙式・披露宴の施行数は漸増傾向にあります。

このような状況の下、当社グループは、お客さまと社員の安全・安心を最優先事項と考え、「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づき最大限の感染防止対策を徹底したうえで挙式・披露宴を実施してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は19,056百万円（前期比65.3%増）、営業利益は1,808百万円（前期は1,599百万円の営業損失）、経常利益は2,096百万円（同610百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,398百万円（同411百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

(イ) 婚礼事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会経済活動が緩和されているものの、感染防止対策を徹底したうえで挙式・披露宴を実施してまいりました。

その結果、前連結会計年度と比較し、婚礼組数が増加したことから、売上高は18,442百万円（前期比68.6%増）、営業利益は1,889百万円（前期は1,648百万円の営業損失）となりました。

(ロ) 介護事業

売上高は545百万円（前期比0.9%減）、営業損失は2百万円（前期は41百万円の営業利益）となりました。

(ハ) 食品事業

売上高は182百万円（前期比62.2%増）、営業利益は39百万円（同496.4%増）となりました。

(二) フォト事業

当連結会計年度（2021年11月）にフォト事業を展開する子会社を設立し、売上高は14百万円、営業損失は87百万円となりました。

(ホ) 結婚仲介事業

当連結会計年度（2021年11月）に結婚仲介事業を展開する子会社を設立し、売上高は1百万円、営業損失は29百万円となりました。

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度中においては、総額800百万円の設備投資（無形固定資産を含む。）を実施いたしました。

③ 重要な資金調達の状況

当連結会計年度においては、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として50百万円、長期借入金として229百万円の借り入れを行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年1月28日開催の定時株主総会決議に基づき、2021年11月1日を効力発生日として、当社の100%子会社であるアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社に対して婚礼事業を承継させる吸収分割を行い持株会社体制へ移行しました。

なお、持株会社体制移行に伴い、2021年11月1日付で当社の商号を「アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社」に、承継会社であるアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社を「アイ・ケイ・ケイ株式会社」に変更いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年11月1日付で、フォト事業及び結婚仲介事業を営むAmbihone株式会社及びララ・クール株式会社を設立いたしました。

⑧ 対処すべき課題

国内のウェディング業界では、少子化やナシ婚・晩婚化等を背景に、挙式・披露宴件数は、緩やかに減少傾向をたどっていくものと予想されます。しかし、伝統や格式にとらわれないオリジナルな挙式・披露宴志向の高まりによって、ゲストハウス・ウェディングの市場は、順調に拡大してきました。こうしたトレンドを踏まえ、専門式場がゲストハウス・ウェディングの形態へ進出してきたほか、ホテルのリニューアルや価格競争の激化等、競合状況は一段と厳しさが増してきております。一方で、海外のウェディング業界では、東南アジアエリアの人口増や経済発展に伴う所得水準の上昇が見込まれており、同エリアでのウェディング市場は拡大していくことが見込まれております。また、介護業界では、高齢者のライフスタイルやニーズにあったサービスが求められており、様々な業種からの新規参入も相次いでおります。その他、食品業界では、食品偽装や異物混入等の問題を背景として食に関する安全性と信頼性が求められている傍ら、健康志向の高まりによる新たなニーズが創出されるなど、多様化するお客さまの要望に応える商品が求められております。ウェディングフォト業界では、従来型の洋装和装のウェディングフォトスタイルに加え、韓国式のウェディングフォトや記念の地でのロケ撮影等ニーズが多様化しており、お客さまのニーズを汲み取り実現する撮影技術やプランの充実が求められております。最後に、結婚仲介業界では、求める結婚生活を満たす伴侶との出会いの機会や、結婚に至るプロセスのサポートを求めるニーズが増加傾向にあり市場は拡大が見込まれております。

新型コロナウイルス感染症の影響においては、ワクチン接種が進んだことによる重症化リスクの低下を背景に徐々に緩和傾向にありますが、消費者の今後の動向については不透明であり、予断を許さない状況が続いております。

こうした中、当社グループは、お客さまの意識の変化や業界・競合企業の動向を十分に踏まえ、お客さまに感動していただける心のこもったサービスを提供し、お客さまの感動を通して社会に貢献していく方針であります。

このため、(イ)情報収集力・分析力・活用力の強化、(ロ)成果（売上・利益・採用・育成）のための課題発見力・課題解決力を持つ人財の採用と育成と定着、(ハ)お客さまに関する安全対策の強化、(ニ)既存店のクオリティの維持・強化、(ホ)接客力・企画提案力の更なる向上、(ヘ)堅実な店舗展開、(ト)コーポレート・ガバナンスの強化、(チ)新規事業の開発・創出の8項目を重要な課題として掲げております。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期 2019年10月期	第25期 2020年10月期	第26期 2021年10月期	第27期 (当連結会計年度) 2022年10月期
売 上 高 (百万円)	20,189	8,746	11,530	19,056
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,955	△3,524	△610	2,096
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△)	1,350	△4,235	△411	1,398
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	45.48	△143.22	△14.03	47.48
総 資 産 (百万円)	21,539	17,898	17,603	20,251
純 資 産 (百万円)	12,916	7,923	7,604	9,170

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイホールディングス従業員持株会専用信託が所有する当社株式を含めております。
3. 第24期は、第23期に新設した「キャッスルガーデンOSAKA」(大阪支店)の通期稼働、第24期に新設した「ララチャンスKOBÉ」(神戸支店)の稼働及びPT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIAの婚礼組数が増加したものの、既存店の施行組数の減少もあり、売上高は微増しましたが、人件費等の増加及び神戸支店の開業費用の発生により経常利益は減少し、総資産は増加しました。
4. 第25期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、挙式・披露宴の延期が発生し、施行組数が減少したことから売上高、経常利益は減少しました。減収、減益に伴い総資産、純資産は減少しました。
5. 第26期は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、行動制限の緩和が進んだことにより、売上高、経常利益は増加しました。
6. 第27期の状況につきましては、前記「(1)事業の状況」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期 2019年10月期	第25期 2020年10月期	第26期 2021年10月期	第27期(当期) 2022年10月期
売 上 高 (百万円)	19,030	7,997	10,861	2,529
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,015	△3,625	△599	312
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,409	△4,306	△408	162
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△) (円)	47.48	△145.63	△13.95	5.53
総 資 産 (百万円)	21,355	17,617	17,488	14,404
純 資 産 (百万円)	12,975	7,992	7,675	7,939

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算出しております。なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイホールディングス従業員持株会専用信託が所有する当社株式を含めております。
3. 当社は2021年11月1日付で持株会社体制へ移行し、婚礼事業を承継いたしましたので、2021年11月からの売上高は、主に賃料収入及び経営指導料等となります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
アイ・ケイ・ケイ株式会社	50,000 ^{千円}	100.0%	挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供
アイケア株式会社	95,000	100.0%	有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供
PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA	504,600	93.5%	挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供
株式会社明德庵	25,000	95.0%	引出物・引菓子及びギフト商品等に関する企画・開発・販売業務
Ambihone株式会社	25,000	89.7%	フォトウェディング及び写真スタジオ等の企画・運営等のサービスの提供
ララ・クール株式会社	25,000	100.0%	結婚仲介に関する企画・運営等のサービスの提供

(注) 1. 2021年11月1日付で、アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社は、アイ・ケイ・ケイ株式会社に商号変更しております。

2. Ambihone株式会社及びララ・クール株式会社を2021年11月1日付で新たに設立いたしました。

(4) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

① 挙式・披露宴に関する企画・運営等のサービスの提供

② 有料老人ホームの運営、介護サービス等の提供

③ 引出物・引菓子及びギフト商品等に関する企画・開発・販売業務

④ フォトウェディング及び写真スタジオ等の企画・運営等のサービスの提供

⑤ 結婚仲介に関する企画・運営等のサービスの提供

(5) 主要な事業所 (2022年10月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	佐賀県伊万里市	福岡本部	福岡県糟屋郡志免町

② 子会社 (アイ・ケイ・ケイ株式会社)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	佐賀県伊万里市	福井支店	福井県福井市
伊万里支店	佐賀県伊万里市	盛岡支店	岩手県盛岡市
鳥栖支店	佐賀県鳥栖市	佐世保支店	長崎県佐世保市
福岡支店	福岡県福岡市	広島支店	広島県広島市
富山支店	富山県富山市	岡崎支店	愛知県岡崎市
宮崎支店	宮崎県宮崎市	大阪支店	大阪府大阪市
大分支店	大分県大分市	神戸支店	兵庫県神戸市
金沢支店	石川県金沢市	東京支店	東京都江東区
いわき支店	福島県いわき市	水戸支店	茨城県水戸市
高知支店	高知県高知市	福岡本部	福岡県糟屋郡志免町

③ 子会社 (アイケア株式会社)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町	佐賀店	佐賀県佐賀市
伊万里店	佐賀県伊万里市	唐津店	佐賀県唐津市

④ 子会社 (PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	インドネシア共和国 ジャカルタ市	Menara Mandiri支店	インドネシア共和国 ジャカルタ市

⑤ 子会社（株式会社明德庵）

名 称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町

⑥ 子会社（Ambihone株式会社）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町	大阪支店	大阪府大阪市

⑦ 子会社（ララ・クүүл株式会社）

名 称	所 在 地
本店	福岡県糟屋郡志免町

- (注) 1. 当社は、2021年11月1日付で、当社の100%子会社であるアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社に対して婚礼事業を承継させる吸収分割を行い持株会社体制へ移行しました。
 なお、持株会社体制移行に伴い、2021年11月1日付で当社の商号を「アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社」に、承継会社であるアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社を「アイ・ケイ・ケイ株式会社」に変更いたしました。
2. Ambihone株式会社及びララ・クүүл株式会社を2021年11月1日付で新たに設立いたしました。

(6) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
婚礼事業	740 (367)名	43名減 (138名増)
介護事業	77 (26)	5名減 (3名増)
食品事業	4 (－)	－ (－)
フォト事業	19 (－)	19名増 (－)
結婚仲介事業	4 (－)	4名増 (－)
全社 (共通)	52 (3)	18名減 (1名増)
合計	896 (396)	43名減 (142名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. フォト事業を運営するAmbihone株式会社及び結婚仲介事業を運営するララ・クール株式会社を2021年11月1日付で新たに設立いたしました。

②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52 (3) 名	771名減 (228名減)	34.7歳	10.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末比771名減少しておりますが、2021年11月1日付で実施した吸収分割による減少であります。

(7) 主要な借入先 (2022年10月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,080 百万円
株式会社三井住友銀行	1,059
株式会社日本政策投資銀行	796
株式会社みずほ銀行	400
株式会社福岡銀行	381

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2022年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,956,800株（自己株式52,549株を含む。）
- ③ 株主数 24,726名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社エム・ケイ・パートナーズ	9,986,000	33.39
金 子 和 斗 志	4,752,200	15.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,201,400	7.36
アイ・ケイ・ケイホールディングス従業員持株会	1,077,600	3.60
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,064,800	3.56
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	900,000	3.00
アイ・ケイ・ケイホールディングス取引先持株会	886,300	2.96
金 子 晴 美	884,000	2.95
野村信託銀行株式会社（アイ・ケイ・ケイホールディングス従業員持株会専用信託口）	374,800	1.25
株式会社佐賀銀行	304,000	1.01

(注) 1. 上記の持株比率は、自己株式52,549株を控除して計算しております。

なお、当該自己株式数には、アイ・ケイ・ケイホールディングス従業員持株会専用信託が所有する374,800株は含まれておりません。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	13,724株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告28頁「(3)⑤取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2022年10月31日現在)

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2022年10月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金子 和斗志	代表取締役会長兼社長CEO	アイ・ケイ・ケイ株式会社 代表取締役会長 株式会社明徳庵 代表取締役社長 一般社団法人IKKアカデミー 代表理事
寺澤 大輔	取締役（介護事業担当兼部長 兼 人事戦略イノベーション担当兼室長）	アイケア株式会社 代表取締役社長 ララ・クүүл株式会社 取締役 一般社団法人IKKアカデミー 理事
菊地 正樹	取締役（新規事業開発担当兼部長 兼 結婚仲介事業担当兼部長）	ララ・クүүл株式会社 代表取締役社長
森田 康寛	取締役（婚礼事業担当兼部長 兼 海外事業開発担当兼部長）	アイ・ケイ・ケイ株式会社 代表取締役社長 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA 代表取締役社長
小田 豊	取締役（システム担当兼部長）	アイ・ケイ・ケイ株式会社 取締役 Ambihone株式会社 取締役
中嶋 大祐	取締役（フォト事業担当兼部長）	アイ・ケイ・ケイ株式会社 取締役 Ambihone株式会社 代表取締役社長
梅山 香里	取締役	GESS Consulting Office 代表 一般社団法人福岡県中小企業診断士協会 代表理事
久保 俊幸	取締役（監査等委員・常勤）	
藤田 ひろみ	取締役（監査等委員）	税理士法人 さくら優和パートナーズ 代表社員 有限会社ビギン 取締役 株式会社アセットパートナーズ優和福岡 代表取締役 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役（監査等委員）
楠 典子	取締役（監査等委員）	楠典子税理士事務所 所長 株式会社くすのき 代表取締役
伊藤 晴輝	取締役（監査等委員）	伊藤産業株式会社 代表取締役社長 伊藤晴輝公認会計士事務所 代表
中村 亮介	取締役（監査等委員）	弁護士法人中村国際法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役梅山香里氏、取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役梅山香里氏、取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏、楠典子氏及び伊藤晴輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、監査等委員久保俊幸氏を常勤監査等委員に選定しています。

4. 取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏及び楠典子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）伊藤晴輝氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	旧	新	異動年月日
寺澤大輔	取締役（介護事業担当兼部長）	取締役（介護事業担当兼部長 兼 人事戦略イノベーション担当兼室長）	2022年7月1日
菊地正樹	取締役（新規事業開発担当）	取締役（新規事業開発担当兼部長 兼 キャピタル事業担当兼部長 兼 結婚仲介事業担当兼部長）	2021年11月1日
	取締役（新規事業開発担当兼部長 兼 キャピタル事業担当兼部長 兼 結婚仲介事業担当兼部長）	取締役（新規事業開発担当兼部長 兼 結婚仲介事業担当兼部長）	2022年10月4日
森田康寛	取締役（海外事業開発担当兼部長）	取締役（婚礼事業担当兼部長 兼 海外事業開発担当兼部長）	2021年11月1日

7. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年10月31日現在の執行役員の氏名等は、次のとおりであります。

氏名	役職及び担当
田中慶彦	執行役員 アイ・ケイ・ケイ株式会社 取締役 PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIA 取締役
田代春彦	執行役員 アイ・ケイ・ケイ株式会社 取締役 株式会社明德庵 取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各監査等委員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	125,035 (2,299)	117,710 (2,299)	- (-)	7,325 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,399 (6,899)	16,399 (6,899)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計 （うち社外役員）	141,435 (9,199)	134,110 (9,199)	- (-)	7,325 (-)	12 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤取締役の報酬等 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、株式報酬費用は7,325千円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）4名に対し7,325千円）であります。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、2020年1月28日開催の第24期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）であります。また、別枠で、同株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内（ただし、年50,000株を上限とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役除く。）の員数は、5名であります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2020年1月28日開催の第24期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は3名）であります。

⑤ 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を図る報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、社会的な水準、経営内容及び役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬制度とします。また、監督機能を担う取締役会長及び社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、経営の監督機能を十分に機能させるため譲渡制限付株式を支給せず、基本報酬のみで構成します。

なお、当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、社会的な水準、経営内容及び役位等に応じて当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、毎年、一定の時期に譲渡制限付株式報酬を支給します。その株式数は、役位ごとにあらかじめ定められた基準及び当社の業績に対する貢献度に応じて計算します。

c. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝85：15とします。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、基本報酬のみとします。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。代表取締役会長は、社外取締役の意見を得た上で、各取締役の基本報酬の額を決定します。

また、譲渡制限付株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、代表取締役会長の金子和斗志氏に対して、取締役会において決議した決定方針に沿って、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限を委任しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務の評価を行うには、代表取締役会長が最も適していると判断したためです。

⑦ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場での監査・監督機能が重視されることから業績を反映することは行わずに、個人別の基本報酬の額の具体的内容は監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

⑧ 社外役員に関する事項

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役梅山香里氏は、GESS Consulting Officeの代表及び一般社団法人福岡県中小企業診断士協会の代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）藤田ひろみ氏は、税理士法人さくら優和パートナーズの代表社員、有限会社ビギンの取締役、株式会社アセットパートナーズ優和福岡の代表取締役及び九州旅客鉄道株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）楠典子氏は、楠典子税理士事務所の所長及び株式会社くすのきの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）伊藤晴輝氏は、伊藤産業株式会社の代表取締役社長及び伊藤晴輝公認会計士事務所の代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	梅 山 香 里	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	藤 田 ひろみ	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、税理士としての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	楠 典 子	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、税理士としての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 (監査等委員)	伊 藤 晴 輝	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見識に基づき、議案審議等に適宜発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名 称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	27百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT INTERNATIONAL KANSHA KANDOU INDONESIAについては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,203,541	流 動 負 債	7,604,765
現金及び預金	5,891,686	買掛金	853,784
売掛金	459,639	短期借入金	2,150,000
商 品	240,238	1年内返済予定の長期借入金	774,796
原材料及び貯蔵品	82,897	未払法人税等	785,757
未収還付法人税等	2,256	契約負債	1,058,745
その他	534,797	賞与引当金	296,569
貸倒引当金	△7,974	その他の他	1,685,111
固 定 資 産	13,047,967	固 定 負 債	3,476,677
有形固定資産	10,283,014	長期借入金	1,877,328
建物及び構築物	7,794,750	退職給付に係る負債	34,284
機械装置及び運搬具	26,390	ポイント引当金	14,663
土 地	1,850,919	資産除去債務	1,064,951
建設仮勘定	386,758	繰延税金負債	3,350
その他	224,195	その他の他	482,099
無形固定資産	160,306	負 債 合 計	11,081,442
投資その他の資産	2,604,647	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	328,042	株 主 資 本	9,076,868
差入保証金	1,447,559	資 本 金	351,655
その他	849,337	資 本 剰 余 金	347,861
貸倒引当金	△20,292	利 益 剰 余 金	8,629,766
資 産 合 計	20,251,509	自 己 株 式	△252,415
		その他の包括利益累計額	62,194
		その他有価証券評価差額金	14,797
		退職給付に係る調整累計額	14,183
		為替換算調整勘定	33,214
		非支配株主持分	31,004
		純 資 産 合 計	9,170,067
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,251,509

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,056,906
売上原価		7,816,582
売上総利益		11,240,324
販売費及び一般管理費		9,431,662
営業利益		1,808,661
営業外収益		
受取利息	10,661	
雇用調整助成金	244,087	
その他	62,154	316,903
営業外費用		
支払利息	16,309	
リース解約損	5,905	
その他	7,186	29,401
経常利益		2,096,163
特別損失		
固定資産除却損	12,916	12,916
税金等調整前当期純利益		2,083,247
法人税、住民税及び事業税	787,476	
法人税等調整額	△96,318	691,158
当期純利益		1,392,089
非支配株主に帰属する 当期純損失		△6,564
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,398,653

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合計
2021年11月1日残高	351,655	351,731	7,230,337	△340,466	7,593,258
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,398,653		1,398,653
自己株式の処分		△1,699		88,051	86,351
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△2,170			△2,170
連結子会社の清算によ る 増 減			775		775
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額 合 計	-	△3,870	1,399,428	88,051	1,483,609
2022年10月31日残高	351,655	347,861	8,629,766	△252,415	9,076,868

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
2021年11月1日残高	-	17,472	△32,549	△15,076	26,411	7,604,593
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,398,653
自己株式の処分						86,351
連結子会社株式の取得 による持分の増減					6,578	4,408
連結子会社の清算によ る 増 減						775
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純 額)	14,797	△3,289	65,763	77,271	△1,986	75,285
連結会計年度中の変動額 合 計	14,797	△3,289	65,763	77,271	4,592	1,565,473
2022年10月31日残高	14,797	14,183	33,214	62,194	31,004	9,170,067

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,081,356	流 動 負 債	3,110,836
現金及び預金	642,810	短期借入金	2,150,000
貯蔵品	5,062	1年内返済予定の長期借入金	774,796
前渡金	867	未払金	34,899
前払費用	120,372	未払費用	24,227
関係会社短期貸付金	50,000	未払法人税等	70,590
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	45,000	預り金	9,522
その他	217,242	賞与引当金	30,741
固 定 資 産	13,323,628	その他の他	16,060
有 形 固 定 資 産	9,441,445	固 定 負 債	3,354,938
建築物	6,637,589	長期借入金	1,877,328
構築物	571,614	退職給付引当金	13,063
機械及び装置	11,629	ポイント引当金	4,859
車両運搬具	0	資産除去債務	1,031,571
工具、器具及び備品	2,025	その他	428,116
土地	1,850,919	負 債 合 計	6,465,775
建設仮勘定	367,668	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	139,283	株 主 資 本	7,924,411
借地権	76,141	資 本 金	351,655
ソフトウェア	57,762	資 本 剰 余 金	352,654
その他	5,378	資 本 準 備 金	355,311
投 資 其 他 の 資 産	3,742,899	その他資本剰余金	△2,657
関係会社株式	958,291	利 益 剰 余 金	7,472,517
投資有価証券	149,268	その他利益剰余金	7,472,517
出資金	60	固定資産圧縮積立金	81,457
関係会社長期貸付金	455,000	別途積立金	1,100,000
長期前払費用	101,942	繰越利益剰余金	6,291,060
繰延税金資産	121,559	自 己 株 式	△252,415
差入保証金	1,447,559	評 価 ・ 換 算 差 額 等	14,797
その他	509,218	その他有価証券評価差額金	14,797
資 産 合 計	14,404,985	純 資 産 合 計	7,939,209
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,404,985

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		2,529,810
営業費用		
一般管理費	2,345,577	2,345,577
営業利益		184,232
営業外収益		
受取利息	5,211	
受取保証料	24,123	
受取賃料	18,646	
雇用調整助成金	96,211	
その他	4,144	148,337
営業外費用		
支払利息	16,062	
その他	3,908	19,971
経常利益		312,598
特別損失		
固定資産除却損	2,130	2,130
税引前当期純利益		310,467
法人税、住民税及び事業税	66,508	
法人税等調整額	81,152	147,661
当期純利益		162,806

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	
2021年11月1日残高	351,655	355,311	△958	354,353	84,878	1,100,000
事業年度中の変動額						
当期純利益						
固定資産圧縮積立金の取崩					△3,420	
自己株式の処分			△1,699	△1,699		
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,699	△1,699	△3,420	-
2022年10月31日残高	351,655	355,311	△2,657	352,654	81,457	1,100,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
2021年11月1日残高	6,124,833	7,309,711	△340,466	7,675,254	-	-	7,675,254
事業年度中の変動額							
当期純利益	162,806	162,806		162,806			162,806
固定資産圧縮積立金の取崩	3,420	-		-			-
自己株式の処分			88,051	86,351			86,351
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）					14,797	14,797	14,797
事業年度中の変動額合計	166,226	162,806	88,051	249,157	14,797	14,797	263,955
2022年10月31日残高	6,291,060	7,472,517	△252,415	7,924,411	14,797	14,797	7,939,209

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永里 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飛田 貴史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永里 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田 貴史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、TV会議システム等のリモート手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月22日

アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社 監査等委員会

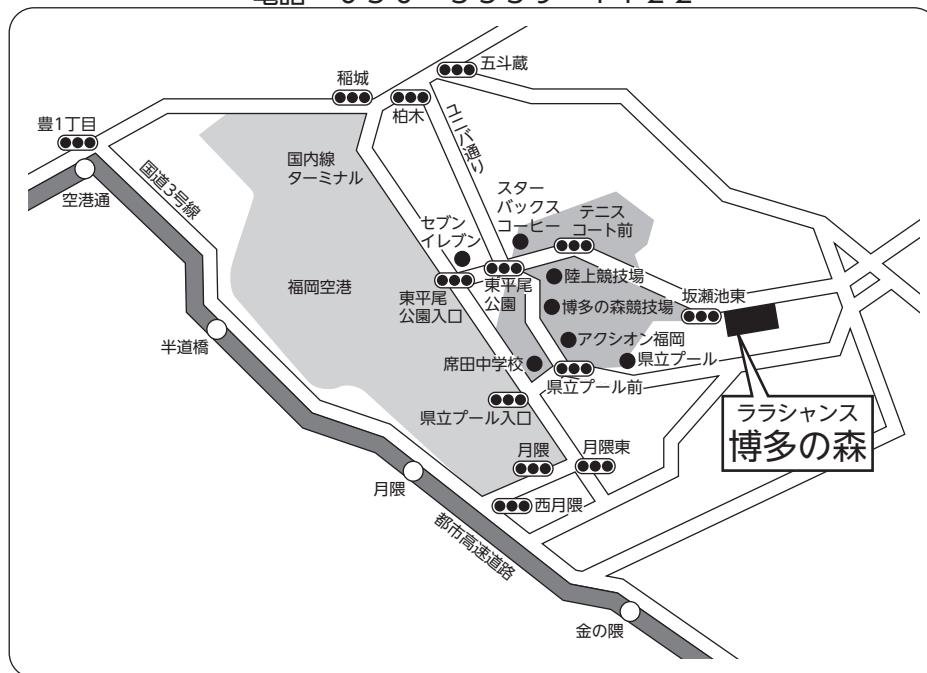
常勤監査等委員	久保俊幸	㊟
監査等委員	藤田ひろみ	㊟
監査等委員	楠典子	㊟
監査等委員	伊藤晴輝	㊟
監査等委員	中村亮介	㊟

(注) 監査等委員藤田ひろみ、楠典子及び伊藤晴輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区東月隈3丁目27-2
ララチャンス 博多の森 博多の森迎賓館
電話 050-3539-1122



本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。

地下鉄・バスをご利用の方

- 福岡市営地下鉄「福岡空港駅」下車、4番出口より「福岡空港前」バス停へ向かいます。西鉄バス「宇美営業所行き3番」または「イオンモール福岡行き」に乗り、「福祉公園前」で下車、徒歩2分

タクシーをご利用の方

- 福岡空港からタクシーで約10分

お車でお越しの方

- 北九州方面からお越しの方
福岡ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「空港通」ランプから車で約15分
- 鳥栖・熊本方面からお越しの方
太宰府ICから福岡都市高速道路に乗り継ぎ「金の隈」ランプから車で約15分

